

義家文部科学副大臣挨拶概要（未定稿）  
（平成 28 年 9 月 27 日文化審議会第 2 回総会（第 68 回）・  
文化政策部会（第 3 回）合同会議）

文化審議会の委員の皆様方、御多忙な中御出席下さり、誠にありがとうございます。文部科学副大臣義家弘介と申します。

文化審議会におきましては、これまでも精力的に御審議いただき、重ねて御礼申し上げます。

昨年 4 月には、文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 4 次基本方針）について答申をおまとめいただきました。平成 32 年（2020 年）までの文化芸術振興の基本的方向性をお示しいただいたところです。

その答申を基に、政府として第 4 次方針として閣議決定させていただきました。現在、文部科学省では、我が国の文化芸術を振興し、「文化芸術立国」の実現にむけ、施策の推進を図ってきております。

このような中、本方針策定後、文化行政に関係するいくつかの大きな状況の変化、そして進展がございました。

一つ目は、平成 28 年 3 月 22 日に内閣官房のまち・ひと・しごと創生本部で決定された「政府関係機関移転基本方針」に基づき、文化庁の京都移転が方針として決定しました。その後、8 月 25 日に文化庁移転協議会で決定された「移転の概要」においては、地域の文化資源を活用した観光振興や地方創生を見通した文化政策、生活文化や近現代の文化資源の振興・活用、我が国文化の海外発信力の強化、文化政策に関する研究機能の強化、関係分野と連携した文化施策の総合的な推進など、文化庁に期待される新たな政策ニーズへの対応を含め、文化庁の機能強化を図ることが求められています。

また、二つ目は、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた公式オリンピックアードや、政府一体となって取り組む「beyond2020 プログラム」等の枠組みが整備されつつあります。今後、組織委員会、政府はじめ関係者が一体となって、全国津々浦々で文化プログラムを推進していくことが期待されています。

このような、第 4 次基本方針策定後の諸状況の変化を加味し、第 4 次基本方針で示された内容を前提としながら、「文化芸術立国」の実現に向けて、新しい文化行政を展開するに当たって強化すべき点について、御議論いただきたく、本日、審議要請をいたしますが、11 月半ば頃を目途に、答申をまとめていただくよう、お願いを申し上げます。

私は、文化庁のこれまで行ってきた文化芸術の枠や手法に止まらず、文化芸術を更に広く捉え、民間の方々とも広く協働しながら、新たな文化庁を作っていきたいと考えています。この度の文化庁の移転計画が文化庁の良き転換点となるよう、文化審議会の委員の皆様方の幅広い見識や深い知見をいただきながら、文化芸術の更なる振興に向けて、文部科学省として全力を尽くしてまいります。

以上をもちまして、私の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

いずれにしても、日本の強みである文化の強化に引き続きのご尽力をお願いいたします。本日はありがとうございました。